改正後

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条　法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一　（略）		
二　クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）	Gtが八万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$119.588Gt^{-0.214}$以下であること。
	Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$170.84Gt^{-0.214}\left(1-\frac{0.3(Gt-25000)}{60000}\right)$以下であること。
	（略）	
三・四　（略）		
五　液化ガスばら積船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$784Dw^{-0.458}$以下であること。
	Dwが一万トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$896Dw^{-0.458}$以下であること。
	（略）	
六　液化天然ガス運搬船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1577.59Dw^{-0.474}$以下であること。
	（略）	
七　ばら積貨物船	Dwが二十七万九千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$769.432\times(279000)^{-0.477}$以下であること。

改正前

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条　法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一　（略）		
二　クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）	Gtが八万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$136.672Gt^{-0.214}$以下であること。
	Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$170.84Gt^{-0.214}\left(1-\frac{0.2(Gt-25000)}{60000}\right)$以下であること。
	（略）	
三・四　（略）		
五　液化ガスばら積船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$896Dw^{-0.458}$以下であること。
	（略）	
六　液化天然ガス運搬船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1802.96Dw^{-0.474}$以下であること。
	（略）	
七　ばら積貨物船	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$769.432Dw^{-0.477}$以下であること。